

註二、一軒当り人口は、この仮定に従うと四、三人となり、元禄十年の調査四、一人と近似している。(→丹後郷土史料集)なお、女敷、白杉両村は右の仮定では三〇余人となるが、両村の役米高六石六斗は六斗六升の誤記ではなからうか。

註三、成生、伊佐津、中山、夏間、小俣である。

註四、但し、一、五反以上負税している田井(最高七・三八反)、成生、野原、小橋、三次、千歳、大丹生(以上着米納税村)、瀬崎、行永、白杉と一、五反未満の和田、長浜、余部下、青井、中山(最低各一反)、平、神崎、由良の例外もある。

註五、伊佐津、公文名、七日市、中山、小俣、夏間である。

註六、伊佐津、中山、丸田である。塚運上と入木との賦課戸数が一致しない村(ヘー七カ村)があり、例えば倉谷村は前番三〇軒に後番二一軒、青井村は二五軒に二七軒、また田井、成生、野原、小橋、三次の五瀬村は「半役」と称して後番は前番の半数軒分の物納でよい。なお吉田村には入木に山運上が附記されている。

一、入木 三百四束 家拾九軒分

外二 三拾束 山運上  
 註七、浜、松尾、杉山、巻尾、岡安、長内、白屋、大波、余部上、北吸、観音寺、新尾、瀬崎、上福井、伊佐津、神崎である。

本 途 物 成 (単位 石)				
本高、新田區高	定引高	毛付高(A)	本途物成(B)	免 (B/A)
35569.4349	1867.8749	33701.56	25183.6475	0.7473

小 物 成 (単位 石)									
夫 米	釜役米	鍛鐵代米	木壳役米	灰役米	海成米	着 米	塩次年積	(合計)	
1526.3549	125.732	12.9395	39.539	1.1	9.28	22.144	5.318	17424.074	

諸 運 上 (銀納分) (単位 貫)												
家運上	竹俵運上	奉書運上	塩次運上	釜網運上	無網運上	暗網運上	藤網運上	講代	雑代	洗代	糞代	(合計)
4.365	0.195	0.645	4.0018	0.100	0.046	0.030	0.020	0.2335	1.008	0.057	1.222	11.9194

諸 運 上 (物納分)									
入 木	塩	端折紙	小奉書	青梅	苧 柿	栗	山 椒	煎 海 塩	煎 海 塩
36009 束	177 5 6 合	191 束	1 束	2斗7升	10斗3升4	1875	101 斤	84 軒	

繼 物						
大 豆	胡 麻	麻 苧	真 綿	茶	麩	
565石 957	75石 48	767貫 377	74貫 792.5	11貫 289.5	1石 2	

舞鶴地方史料集

神社の資料に就て

「倭文神社蔵古記録」

第二回

井上金次郎 誌

今迄の調査中に得た神社関係史料はその全部が江戸中期以降のもので、その大半は江戸末から明治にかけてのものであった。今回紹介する西地区今田の倭文神社蔵史料も江戸末から明治にかけてのものであつて、紙数にして僅か十枚で茲では各番号をつけておいたが、これを一束として保存していた。

この神社は延喜式内社として市中での古社であるが、史料そのものは唯これだけであるので、多少期待に反した次第である。その節、舞道をしていた子孫の方々の家にもこれ以外の資料があるとは聞かなかった。残念ながら今の所、これ以上の事は採り得ない。今私の手元にある地誌史書の内この社を

掲げるのも左の如きものであつた。

- 一、丹哥府志(→丹後史料集才一輯)
- 二、丹後田辺志(→西田書館蔵)
- 三、丹後旧語集(→丹後史料叢書中)(→万延文政面写本拙蔵分)
- 四、丹後国式内神社取調書(→神社明細帳)(→丹後恒馬神社道志流傳)
- (→豊岡泉式内神社取調書)(→丹後国式内社証実考)等
- 五、假鉢拙蔵「田辺藩延享手控」
- 六、和佐郡誌

又この社に襲蔵する鵜口は其型式も大きき、も本年四月舞鶴市の指定文化財となつた河辺中子手院蔵の明徳五年銘(室町期)のものによく似た一般通行の室町様式のものであつたが、これが印象に残っているのは年

銘がなく「蕭生八幡宮」の陰刻が銘帯に一行向つて右方にあつた事である。

これは細川幽斎父子当国より豊前国に移封の途次、丹後へかえりたいと喧しく鳴つて遂に当社に返却されたという伝承のある鵜口であるとの事であるが、前記指定明徳銘のものとは比較すると中央蓮花文撞座の模様も鑄出しそのものも総てが不鮮明で且つ粗雑なものであつた。唯この「蕭生八幡宮」がどの様な意味をもつたものであるか、地方史的に是非究明しなければならぬと思つている次第である。

尚、特に附記したいことは、今回の調査で始めてあかるみに出た御神体は左の如きものであつて府文化財保護課中野主査が教賞された当市最優秀の衣冠束帯の木像彫刻であつた。

昭和三十九年十一月調査報告書より

抜記

- 今田 倭文神社木造明神像 一 軀
- 付 木造隨身侍像 一 軀
- 像高三一・五cm 頭長一三〇cm 面長五三・三cm
- 面巾 五・五cm 面鼻 七・〇cm 耳張七・三cm
- 肘張 一七・〇cm 膝張 一八・五cm 膝具九・〇cm
- 膝高 四・〇cm

今回の調査中発見する事が出来た神像の像品で平八幡宮男神像に比べると、これは老年の相を表す一木造で彩色は殆んど剥落しているが、冠や束帯に墨が残っている藤原後期の作である。

次で所蔵文書に記録された事項を、よりよく理解する為に、この文意を大政官示達等によつて類推してほしいと思つたので、上屋を架するかも知れないが一応之も採録して参考に供しておく。

（参考）

明治元年正月三日鳥羽伏見の戦

同日徳川慶喜征討ノ命下ル

二月九日有栖川宮東征大総督ニ任ズ

三月十三日（太政官布告）（神仏令）

（令離令）

此度王政復古神武創業ノ始ニ被爲基諸事御一新祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付而若先第一神祇官御再興御造立ノ上追尊諸祭奠天可被爲興儀被仰出候依テ此旨五畿七道諸國ニ布告シ往古ニ立寄り諸家親奏配下之儀ハ被止普ク天下之諸神社、神主、祢宜、祝、神部ニ至迄向後右神祇官所屬ニ被仰度候間官位ヲ初諸事万端同宮へ願立候様

可相心得事

明治元年三月廿八日（太政官示達）  
中古以来某権現、或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由細ニ書付早々可申出事。〇但書略之。

一、仏像を以神体ト致候神社ハ以素樸改可申候事附本地杯ト唱エ仏像ヲ社前ニ掛或ハ懸口、梵鐘仏具等之類差置候分ハ早々取除キ可申事。

明治元年四月廿四日（太政官示達）

此度大政御一社ニ付石清水、宇佐、嵯崎等八幡大菩薩之称号被爲止、八幡大神ト奉称候様被仰出候事  
明治元年十月十八日（太政官示達）法華宗本寺

王政復古更始維新之折柄、神仏混淆之儀御停止被仰出候処於其宗八従来三十番神ト称シ皇祖大神ヲ奉始其他之神祇ヲ配稱シ且曼陀羅ト唱へ候内工天照皇大神八幡大神等ヲ書加工判へ死体ニ相着候様惟子等ニモ神号ヲ相認候事実ニ不謂次才ニ付向後禁止被仰出候間神祇之称号決テ相混シ不申様此度相心得宗未々迄不現様可相達旨御沙汰候事。但し是迄祭未候神像等於其宗派

設候分ハ速ニ可致遊却候、若又由諸有之狂古ヨリ在来之分ヲ相祭候類ハ天々取調神祇官へ可伺出候事。以上

神 譜

再後園加佐郡大内縣今田邑神社

委文神社 加佐郡十一坐 大一座 小十坐

天羽槌雄命也

倭文遠祖

天羽槌雄神ヲシテ天ノ文布ヲ織ラシム

倭ハ青筋ノ文布布ヲ云仍

倭文大明神 鎮座

八幡宮 鎮守別社

右

正曆三年正遷宮

社領附三拾石 田置君也

平井某謹勧請

祭祀九月九日重陽

神輿七社 聚リ給フ

添

社 記

細川越中守玄旨公

御信仰毎年御祭禮

藏重之御神式有之

後御祭日改

寛文度ヨリ八月十七日

御式事大略

七社ノ神大内縣村々鎮守  
御旅所 九重森

氏子中

今田邑、堀村、下村、布部邑、別所邑、上根村、寺田村、白邊村、岸谷村、七日市村、境谷村、倉谷村、富来村、天台邑、上安村、上安久村 以上

同国同郡舞鶴列土町鎮守  
八幡神社

祭神 亦神天皇

由緒 無之

勧請 八月十五日

社殿

旧社殿 無之

自縣廳 十八里 以上

世に子鳥明神と称へること大ひにあまや里  
倭文ハ志当リと申訓の〇なり

別 紙

一、倭文八社明神

御神体白幣 竹二本串

御勝立 紙ノ形八僅ニ残ル

御木像 大小二体

右ハ格別古像ノミニテ

何共分り兼

伝 日

細川侯豊前国江御移之節

八幡宮御引遷有之候今

小社ニテ鎮座まします

倭文神領モ毎檢地道尺

減却愈元禄度ノ御檢地

至 皆無

但十二ヶ月祭田古名ノミ有之

右以作徳米神供ニ備也

神田作乃申テ年番相立

当番ノ者不交汚催月代ヲ刺ラズ  
髪ハ鬘付を禁ズ 清淨ノミ致シ年内神供を備也

則九月九日吉例之道  
池姫神興当社江出御  
有之御祭之形義御講相勸申候

今ノ氏子ト申ハ

岸谷村、白邊村、寺田村、上根村、別所村、布部村、池下村、堀村、今田村、万願寺村

別 々

倭文八社大明神

内七社八道村ノ鎮守

毎年九月九日七社神輿聚リ給フ

御旅所 九重森

氏子村々

今田村、堀村、下村、布部村、別所村、上根村、寺田村、白邊村、岸谷村、七日市村、境谷村、倉谷村、富来村、天台村、上安村、上安久村

安久村

